

令和元年

第5回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年5月10日

前橋市農業委員会

令和元年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年5月10日 午後1時01分
- ・閉会日時 令和元年5月10日 午後2時27分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室
- ・出席委員（22名）

1 番	下田 将文	2 番	市花 宏之	3 番	矢端 晴美	5 番	松島 敏男
6 番	大島 俊典	7 番	田島 悦夫	8 番	星野 和幸	9 番	小堀 清
11 番	関根 由彦	12 番	澁澤 聖一	13 番	坂庭 常男	14 番	北爪 きよ子
15 番	青木 朱美	16 番	井上 隆	17 番	萩原 秀治郎	18 番	深町 富士雄
19 番	岡田 重雄	20 番	須田 一男	21 番	石村 利夫	22 番	江原 弘
23 番	関口 喜弘	24 番	堀越 恒弘				

- ・欠席委員（2名）

4 番 奥野 和子 10 番 木村 謙

- ・事務局出席者

事務局長	木村 由美	補佐	齋藤 孝朗	補佐	瀬戸 浩	副主幹	深澤 直純
副主幹	内田 貴美	主任	坂本 憲昭	主任	富澤 和則	主事	寺田 恵美

- ・付議事件

- （1）議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （3）議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

- ・協議事項

- （1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

- ・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴衆結果について

木村局長

それでは、定刻になりましたので、これより令和元年第5回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、4番 奥野 和子委員、10番 木村 謙委員の2名であります。従いまして在任委員24名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長
木村局長

◇（挨拶）

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりしくお願いいたします。

議長

《堀越会長、議長に就任》

それでは、令和元年第5回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。7番 田島悦夫委員、8番 星野 和幸委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議案第30号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

寺田主事

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号1番、8番、新規参入。整理番号3番、4番交換。整理番号4番、耕作面積40a未満ですが、施行令第2条第3項の幹旋交換。整理番号1番から9番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号1番、8番については、面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

11番委員
（2班班長）

現地案内図3条の1番をご覧ください。面接には本人が来られました。申請人は青森県むつ市に137aの農地を所有し牧草を栽培しています。A町の畑を賃貸借し、にんにくの試験栽培を行い、この地域に適した品種を見つけ、黒にんにくの加工販売を目指すそうです。新規就農ということですが、農業経験は非常に長く、JAの営農指導員、その他たくさんの経験を積んでおられます。畑は自宅から徒歩で15分位、今後の経営は現状の維持を目指します。JAの準組合員になっております。所有農機具は管理機1台のみです。大変意欲が感じられましたので、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図3条の8番をご覧ください。面接には本人が来られました。申請人は現在桐生市に住み、通作距離は14.5km、車で約20分。会社員を続けながら農業を始め、将来は肉牛の肥育を目指します。B町の水田を賃貸借し、水稻栽培から始める予定です。水稻の栽培は初めてですが、土地の所有者より指導を受けて行ないます。勤務地が水田の近くにあり、水管理等の作業は問題ありません。農機具は土地の所有者から借り、収穫した粳はライスセンターを利用しJAへ、今年度は飼料米として出荷する予定です。将来は1ha位規模拡大し、副産物の藁は飼料として使いたいとの事です。肉牛の肥育は、今は素牛等の価格の様子を見て行なう、畜舎は勤務先の会社から借り、自分の経験等を是非活かしたいとの事です。水田50a程度の収入や、まったく一から始める肉牛の肥育の大変さの確認をしたところ、十分承知しているとの事、今後認定農業者を希望している事から調査班としては許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

整理番号1番、一人で来ているのですか。住所が青森県になっていますが、現在の住所は。

2 班班長
議 長
9 番委員

ご夫婦で来ています。現在は申請町に住んでいます。
青森では、農業していたのですか。

青森は本籍で、息子さんに青森での農業経営を引き継ぎ、種苗会社を退職後申請町に。
青森の優良品種のにんにくを群馬で試験的に栽培し、六次産業化した黒にんにくまで視野に
いれたいとの事で、意欲が大変認められました。申請地に合うにんにくを作るのに4年くら
いかかるそうです。

議 長
2 班班長

整理番号8番、会社員をしながらですか。

50aの水田から始め、いずれ肉牛の肥育をしたい。現在は、畜産関係の会社に勤めてい
ますので、経験を活かしたいとの事です。

議 長
富澤主任
議 長

新規就農には該当しませんね。

兼業農家ですと、該当しません。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から9
番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第30号・農地法第3条の規定による許可申請については、
整理番号1番から9番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第31号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理
番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹
議 長

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、変更内容、転用目的を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認と
することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第31号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条
許可について、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第32号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7
番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任

◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号1番から7番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件
のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号6番、7番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長
の報告をお願いします。

1 1 番委員
（2 班班長）

現地案内図4条の6番をご覧ください。申請地はサンデンフォレスト赤城事業所から南へ約
630mに位置する農振農用地域内の農地です。面接には申請人、行政書士、設計会社の方が
来られました。申請に至った経緯は、将来営農型太陽光発電を計画しています。現在の状況
は、施設の設備及び農産物の栽培等は不可能であり、今後農地として利用する目的で改善が
必要になったためです。この土地は東西の高低差が非常にあるため、東側の部分を1.5mほ
ど切り下げ西側へ盛り、水が溜まらぬ様3%の勾配をつける、東側道路との差は約1.5m、
隣地との境界は確認されています。土砂等の搬入はなく、今後の土地利用として榊、きくら
げを栽培する予定です。農地改良としては、調査班としては許可相当と判断いたしました。

参考までにいずれ申請があると思われる営農型太陽光発電は、売電契約は結んであり、パ
ネル面積は70%の設置を予定しております。

現地案内図4条の7番をご覧ください。申請地は嶺公園から南へ約1.8kmに位置する、農振農用地域内の農地です。面接には本人と代理人が来られました。申請に至った経緯は、申請地は、申請人が相続により取得した農地であるが、父親の代から耕作放棄地になっているため、農地に復旧するため申請するものです。現状は南側に搬入土砂等と思われる土砂で高く盛られており、北側は赤土の山になっていました。周辺農地に比べ異様な状態であると言わざるを得ません、一刻も早く周辺農地と調和のとれた景観を取り戻してもらうため、調査班としては許可相当と判断いたしました。

工事方法は石混じりの土砂を整地し、赤土をその上にかぶせる、中央にある市道は、現在使用されておりませんがそのまま残します。隣地との境界確認は、まだ来ていません。工事は本人自ら行い農地修復後は、ネギ等を栽培する予定です。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

1 2 番委員

整理番号6番、8,074㎡の内4,976㎡農地改良し、その後、営農型太陽光発電を行なうということですか。

2 班班長

営農型太陽光発電の話は出ておりますが、今回は農地改良だけであり、その後、営農型太陽光発電の申請が出るかと思いますが、営農型できくらげを栽培するとの事です、きくらげを栽培しどうするのですかと質問しました、寒冷紗で囲う等、農地を農地として使うのではなく、施設として使うような感じでしたので、今後どの様に評価するか、事務局にお願いしたい、あくまで今回は農地改良としての許可ですので、次の営農型の申請とは別問題として、伝えていただきたい。

1 2 番委員

今回の申請は、8,074㎡の内4,976㎡の農地改良の許可ということですね。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第32号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から7番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

次に、議案第33号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から48番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

整理番号1番、2番、3番、13番、開発未了のため保留。整理番号27番、書類が整っていないため保留。

なお、整理番号4番から12番、14番から26番、28番から48番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号14番、20番、21番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

1 1 番委員

(2 班班長)

現地案内図5条の14番をご覧ください。申請地は、上武国道飯土井交差点から南へ約260mに位置し、北側は宅地と畑、東側は畑、南側と北側は宅地の、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には、申請人本人と、代理人が来られました。申請に至った経緯は、C社の代表取締役として、古物商を行なっています。事業地は、資材の受け入れ及び仮置場として利用していますが、資材の選別地や車の駐車場はありません。申請地を会社の貸

露天資材置場、貸駐車場で使いたいので申請したとの事です。車は職員4台、4t、2tトラック合計3台あります。土地の造成方法は鉄板を敷き雨水は自然浸透、外灯は付けず、周囲に1.2mのフェンスを設置します。荷物の積み降ろしはフォークリフトを使用。南側に進入用の4mの橋をかけるため道路管理課の許可は得ています。地目変更後の土地分譲等でない事の確認が取れたので調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の20、21をご覧ください。申請地はJA前橋市富士見支所から南東約560mに位置し、北側は畑、東側と南側は宅地、西側は宅地と畑、用途地域内の3種農地です。面接には会社の役員2名と代理人が来られました。申請に至った経緯は、申請法人は東京に本社をおき、群馬営業所を中心に福祉事業を営んでいます。申請地は環境がよく、自然に囲まれた高齢者に安全な地域であり、ゆとりのある敷地は憩いの場として最適であるとの事です。現在介護事業を始めてから14年になり従業員50名、デイサービス、訪問看護等、3ヶ所の施設を保有しています、その内1ヶ所を閉鎖し、この地に移動、また新たに30床の老人ホームを開設して、セットで運営していくとの事です。土地の造成は、土砂等の搬入は行なわず敷地内で行なう、雨水は一時貯水し東側側溝へ流す、周囲には木製の塀を設置、外灯は設置するが農作物への影響は少なくする様に努める。建設予定地と駐車場予定地の間には、現在は土砂に埋れた用水路跡があるが、そのままの状態にしておくとのこと、駐車場用地が駐車する車に対して大きいと思われますが、現在自生している樹木をそのまま活かし、入居者が散策出来る様にしたいとの事です。調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

整理番号8番、申請理由（トラックに乗り換えて作業場に駐車場）、運送法に引っかかりませんか。

申請すれば大丈夫です。車庫は本社から何キロ以内という決まりがあり、それ以上離れますと営業所の申請が必要になります。

事務局、補足ありますか。

本社、事業本部の所在地説明。

その他、ご意見等ございませんか。

整理番号34番、申請地があまりにも狭いですが、他に取得した土地はあるのですか。

隣接地に住宅があり併せて一体利用。

他に、ご意見等ございますか。

整理番号39番、600㎡と広いですが。

宅地までの進入路が道路から必要なため600㎡で除外が容認になっています。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番、3番、13番、27番を保留とし、4番から12番、14番から26番、28番から48番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

全員賛成でありますので、議案第33号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番、2番、3番、13番、27番を保留とし、4番から12番、14番から26番、28番から48番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第34号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明）

経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できま

議 長

13番委員

7番委員

議 長

富澤主任

議 長

12番委員

深澤副主幹

議 長

16番委員

深澤副主幹

議 長

議 長

内田副主幹

議 長

す。

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第３４号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第３４号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に、協議事項（１）遊休農地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

坂本主任

◇（資料説明）

議 長

なお、本件については特別調査班による現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１８番委員
(特別調査班長)

協議事項１－１・現地調査、３月２８日２３筆実施。

整理番号１番、山林・原野に囲まれており、非農地と判定。

整理番号２番、元々山林になっていた様です、非農地と判定。

整理番号３番、４番、青地でありますけれど、保安林、山林に囲まれた、杉・雑木で原野化しております。非農地の判定をしても農振法の部分が残ってしまいますので、８月の農政課であります白地、青地の見直しを待ってから、最終的な判定をしたいと思いますので、保留。

整理番号５番、６番、青地が混在しますが、周辺全体が原野化しております。道を挟んだ西側も原野化、青地ということから、整理番号３番、４番と同様に保留。

整理番号７番、雑草、がれき等がありますが、容易に復元可能と判断し、農地と判定。

整理番号８番、整理番号９番、宅地、畑、道路に囲まれた傾斜地、桑、篠がありますが復元可能ということで、農地と判定。

整理番号１０番、農地に囲まれた青地、竹を整理すれば復元可と判断し、農地と判定。

整理番号１１番、整理番号１２番、傾斜地で境界が判りづらい、１２番につきまして伐採作業中、周辺はかえでの植林がされており該当地も植林をするのではないかという見方ができました、双方とも農地と判定。

整理番号１３番、原野化しており、該当地までいけず、非農地と判定。

整理番号１４番、植林したような大きな杉があり、山林の様な下草管理もされている、非農地と判定。

整理番号１５番、宅地に囲まれた、竹藪ですが、再生可能と判断、農地と判定。

整理番号１６番、整理番号１７番、水田としては難しい状況ですが、雑草・竹を整理すれば農地として復元可能、農地と判定。

整理番号１８番から整理番号２２番、農地が判らないほど原野化、傾斜地、道路の法面からも竹・雑木で覆われており入ることも不可能、非農地と判定。

整理番号２３番、西側に崩れそうながけが、法面からも土砂がくずれ、埋もれている状態の土地、非農地と判定。

協議事項１－２・現地調査、４月２５日５筆実施。

整理番号１番、大きな雑木が多数あり、山林・原野化、非農地と判定

整理番号２番、桑の大木等で原野化、非農地と判定。

整理番号３番、篠藪化、非農地と判定。

議 長

12番委員
坂本主任

齋藤補佐

議 長
18番委員
齋藤補佐

18番委員

議 長
齋藤補佐

9番委員
坂本主任

議 長

議 長

議 長

整理番号4番、進入路自体が篠藪、通路は篠を刈り管理している様です、現地まではやっと入って行けましたが、現地は篠で覆われておりますので、非農地と判定。

整理番号5番、山林、雑種地に囲まれ原野化、非農地と判定

以上で事務局の説明及び特別調査班の報告は終わりましたので、皆様からのご意見、ご質問をお願いします。

農地判定で、竹林は絶対非農地にならないのですか。

竹は再生可能と判断し、密集具合によりますが、今回の整理番号10番は、再生可能と判断。

竹であっても、竹の子を採っていれば畑、雑木が生えており、混ざっている場合は非農地の判断もあります。再生が不可能かどうかの判断になります。

竹林を非農地判定したことはないのですか。

非農地と判定した事はありません。今回は皆さんでの総合的な判断で、農地としました。

周りの状況を視た判定で、山林の中に竹林的にあればどうにもならないと判断、回りが農地で該当地だけが竹林であれば竹の子の収穫もでき、整備も出来ると判断。

今回は竹藪ですが、周りが綺麗になっており、境についても綺麗に刈ってあり、今回は再生できると判断。

元にも戻す様、所有者には依頼するのですか。

荒廃農地ですので、既に通知は送ってあります、それに基づいての判定です。農地と判断された場合は、連絡はしません、非農地となれば非農地通知を発送します。

整理番号2番、台帳上、地目が山林の地番等質問。

地番の説明。地目山林、台帳上現況畑になっていますが、該当地番の南側を畑として使用、元々地目は山林、現地は大きな杉が何本もあり、非農地となれば、おそらく地目山林・現況山林となり管轄外になります。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議事項1-1の整理番号7番から12番、15番から17番を農地とし、整理番号1番、2番、13番、14番、18番から23番を非農地に該当すると判断し、3番から6番を保留とし、協議事項1-2の1番から5番を非農地に該当すると判断することに承認の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議事項1-1の整理番号7番から12番、15番から17番を農地とし、整理番号1番、2番、13番、14番、18番から23番を非農地に該当すると判断し、3番から6番を保留とし、協議事項1-2の1番から5番を非農地に該当すると判断することに決定いたします。

次に、25ページから51ページの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況	8件
○法第5条の届出書の受理状況	25件
○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	37件
○現況証明交付状況	2件

です。

報告事項（5）は、4月総会において許可とした法第4条、第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありました

議 長

ので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(総会閉会午後2時27分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 5 月 1 0 日

議 長

署名人

署名人